

令和3年度第1回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和3年4月14日（水）午後2時から午後5時まで
- 2 場所 WEB会議
（宮城県庁行政庁舎18階 サテライトオフィス）
- 3 出席委員（12名）※オンラインによる出席
石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 教授
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授
永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子 森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

（参考）

傍聴者人数：8名（報道機関：1名）

4 会議経過

（1）開会（事務局）

本審査会は13人の常任委員及び1人の専門委員で構成されており、開会時点で常任委員13人中10人の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることを確認。

（2）挨拶（環境対策課長）

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年の風力発電事業の審査件数の増加により、月に2回の頻度での開催が続いておりますが、同様の傾向が、令和3年度においても続く見込みであります。委員の皆様には過大なご負担をおかけしてしまいますが、引き続き忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

さて、環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査、予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

本日は、令和3年1月8日に審査賜りました「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業」、2月2日に審査賜りました「(仮称)六角牧場風力発電事業」の環境影響評価方法書に係る答申案についてご審議いただきます。また、報告事項が1件ございます。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第51条第1項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしく願います。

(3) 審査事項

① (仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書について (答申)

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。審査事項1「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書について」です。本件については、稀少種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれていないとの報告を受けておりますので、審議を分けずに進めたいと思います。先ず資料1-1から資料1-3について事務局から説明いただき、引き続き資料1-4からについて参考人の皆さんから説明いただければと思います。よろしく願います。

【事務局】

資料1-1から資料1-3について説明。

【参考人】

資料1-4について説明。

【平野会長】

それでは質疑に入りたいと思います。
欠席の委員からの御意見はありますか。

【事務局】

欠席の山本委員、遅れて参加される永幡委員からの事前の御意見はいただいております。

【平野会長】

はい、了解です。

それでは質疑に入ります。委員の皆様、いかがでしょうか。

【伊藤委員】

水質について、確認を含めて意見を述べます。今回事業者の方で補足資料1の図1を作っていただきましたが、私が前回指摘したのはまさにこの領域③に当たる部分になります。今回、地形図を拡大していただいて、もちろん色々想定していただいたと思うのですが、今回のこの回答は現地調査に基づいたものですか。それとも図面の中での検討ということでしょうか。

【参考人】

今回につきましては、まだ現地調査に入れないので図面、地図上での検討ということで、詳細につきましてはこのように。

【伊藤先生】

ここは荒地ということになっていますが、おそらく御存知だと思いますが、地形図の記号の荒地は単に荒れただけの土地ではなく雑草が生えた土地であるとか、あるいは明瞭に湿地の記号と一緒に書いてあるといいのですがじめじめしたところで草が生えたところも記載されています。この地形図の情報も多分古いと思います。おそらく植生自然度の情報も、図面的には古いものになると思いますので、もし可能であれば現地に行って、現状が湿地なのかどうか、あるいは湿原植生なのかどうか、あるいは沢筋なんかも基本的には大雨の時にしか地表に水が流れない所だとは思いますが、念のため恒常流があるかないかを確認していただいた上で、その結果、恒常流がないであるとか湿原として認識できる状況ではないという場合には、今回いただいたような回答でもよいと思います。逆に、どうも湿原植生に相当するものが広がっていて、水も大雨が降ると入ってきそうだという場合、環境影響評価という意味ではそこをできるだけ荒らさないという意味では、念のため水質としても調査地点を追加した方がよいのではないかとすることは前回指摘したとおりで、そういったかたちで（現地調査結果によって）柔軟に対応していただきたいが、いかがでしょうか。

【参考人】

はい、御指摘のとおり今回は机上検討結果を示させていただきましたが、今後、他の調査も含めて現地に入ることもありますので、現地の状況をもう少し詳細に調べ、引き続き検討をしたいと考えています。また、資料1-4の事業者回答でも述べましたが、対策としてはこちらの方に濁水を流さないような事業計画にすることを考えております。

【平野会長】

私の方からも関連して質問させていただきたいのですが、牧先生、伊藤先生、野口先

生にお聞きしたい。このような窪地の地形は、今は表面の濁水だけが問題にされていましたが、伏流水の影響がすごく大きいのではないかと思います、尾根を越えていると伏流水にも影響はしないのでしょうか。どなたかお答えいただけますか。伊藤先生、お願いします。

【伊藤先生】

おそらく地下水面に影響を与えるというところに関係して、そこで行くと尾根を挟んだ両者は地下水としてつながっているとは思いますが、その地下を通過する際に濁水がどこまで入るかどうかはなかなか判断できないのでは。

【平野会長】

いえ、私が気にしているのは、地下の水脈というか単に保水しているのがじわじわ漏れているのが、風力発電の基礎を打った影響で水脈が止まって、今までちゃんと湿地だった場所に水がこなくなって乾燥地になってしまうとか、そういった影響は尾根を越えていればあまりないと考えてよいのでしょうか、という意味です。

【伊藤先生】

地下水の動きというのはなかなか判断できないですね。圧力によって水が動いていくのが特徴ですから。ある意味では平野会長がおっしゃるようなこともあり得るでしょうし。ただ、それを確認して評価するのは難しいかと思います。基本的にはこういった場所からかなり離れて構造物を造るとか、事業を実施するのがまず大前提で、それが一番安全な方法になるかと思います。近い所でやったときにどれだけ影響があるのか、私の理解ではなかなか難しいと思います。他の先生がどうお考えかわかりませんが。事業者のお考えをお尋ねしてはどうでしょう。

【平野会長】

基本的に風力発電施設で、杭を打つ場合には杭を打つ間隔が致命的な影響を与えるような間隔ではないので大丈夫だと思いますが、そういう意味でもこのような貴重な自然のところは十全のきちんとした調査していただいて。これは事後調査の対象ではないのですか。要は変わっていないことを確認しながら事業を進めるのが大事だと思うので、御留意いただければと思います。参考人、いかがでしょうか。

【参考人】

承知いたしました。

【平野会長】

よろしく申し上げます。他、いかがでしょう。

【由井先生】

(資料 1-4 の) 動物①ですね。希少猛禽類調査の可視領域図について、補足資料の 2

ページ目に、新たな定点で南側が見えるところが設定されていますが、先ほど事業者から説明がありましたように（事業区域から）4~5km離れているので、遠すぎて個体識別ができないと思います。

もし、生息して周辺に出現があった場合には新たに定点を設けるということで、それでもよいが、二重手間になって調査期間が延びます。それで、補足資料の図2のところに、事業区の南側に林道と思われる黒い線がありますが、これは川でしょうか。コンサルさん、わかりますか。地形図を読める先生はわかりますか。緑の線のすぐ下にあるずっと長い黒い線が林道か川なのかかわからないのですが。いずれ南側が見えていないと肝心なところが見えないので、困ると思います。

【参考人】

南側は林道になっています。

【由井委員】

そこから良い眺望点がないということでしょうか。

【参考人】

今のところ、この辺りから見えるところがなくて、（調査地点を）探しております。今、おっしゃっていただいたように、まずは遠いのですが、そこに（希少猛禽類が）出現するか確認しつつ、雪解けも進んでいるので、展葉前に見える場所がないかあるいはもう少し見える開けた場所はないか随時探していく予定です。

【由井委員】

いざ出てから近くに設定点を設け直すと、その月の分を翌年もう一回やらなければならないので大変だと思います。そこは事業者のリスクということで、了解しました。また、渡り鳥のガン類、ハクチョウ類はメインコースではないが、飛ぶと思います。周辺を囲っているので観測できると思います。しかし、小鳥の渡りの数を測定する定点は遠すぎて、丁度風車ができる尾根上に定点が西側に1地点しかなく、多分見えないと思います。したがって、渡りの最盛期には是非尾根上が見えるところに定点を追加するようお願いしたいと思います。それから、加美町長から、クマ、イノシシ、サルが開発によって里に出てきて被害を及ぼす恐れがあるので慎重な調査をしてくださいということですが、一応、哺乳類はセンサーカメラとか痕跡調査はしますけれども、それでここでの里山に進出する獣類の調査は十分できるかどうかですね。クマについては、（仮称）宮城山形北部風力発電事業で、テレメトリーでGPS発信器を付けるといっていますから、クマについては行動圏が重なればわかります。イノシシ、サルについては、果たして群れの行動は把握できるかどうかですけれども。これはコンサルさんにお伺いしたいです。

【参考人】

まず、クマのお話しはおっしゃっていただいたようにテレメトリーを実施しますので、その結果を含めて検討できると思います。一方、サル、イノシシについては、確かに現

地でセンターカメラとか痕跡調査を広く実施して、利用状況などを含めてしっかり確認できると思っています。その利用状況をもとに好適な場所ですとか、よく使いそうな場所も推計していきますが、その個体群がどこまで移動しているのか（把握するの）は正直難しいと思っています。ですが、まずはエリア全体、（仮称）宮城山形北部風力発電事業も含めてどの程度利用しているのか、こういった場所の利用頻度が高いのかを確認していければと思っています。

【由井委員】

わかりました。サルについては色んな方が調べていてどれくらいのホームレンジをもっているのかわかるので。問題は、開発した後にその環境が変わり植生が変わることと、それから作業道から人が入り、それを嫌ってまた里山に逃げることもある。サル、イノシシ、熊の行動状況に応じて取付道路の管理をどうするかということもポイントだと思います。そういったところにも応じた保守管理体制を検討していただきたいと思っています。

【平野会長】

よろしくをお願いします。他、いかがでしょうか。

私の方から景観についてお話しさせていただきます。補足資料の3ページ目を付けていただいたように、東北を代表する温泉地から非常に大きな視野角で見えることが予想されます。中山平温泉駅から3度、川渡の一番目立つ堤防からでも2.2度、鳴子の本体と言いますか鳴子温泉駅周辺の湯元のところは今回調査地点に入っておりませんが、かなり大きく見える可能性があります。東鳴子だと山の影になるかなと思いますが、いずれにせよ配置計画を考える際に、是非こうした主要な場所、宮城が誇る、東北が誇る観光資源に対し、影響を回避するような配置を考えていただければと思います。それなりに検討の余地はあると思いますので、どこに建てればどこに影響があるのかをみていただければと思います。見えの大きさはなかなか難しいので、端的に申し上げますと満月が30分程度です。2度は満月の4倍で、しかも（風力発電施設は）動く施設なので、是非主要な地点からの影響の回避が実現するような配置計画を考えていただければと思います。参考人、いかがでしょうか。

【参考人】

今、御指摘いただきました鳴子温泉の主要な場所からの見え方の影響は今後極力避けるようなかたちで、今も調査地点を自治体と話し合いを踏まえ検討中でございます。それを踏まえて、配置計画につきましては極力影響を低減する方向で進めてまいります。

【平野会長】

よろしくをお願いします。本当に重要な資源だと思っておりますので、しかも風力発電施設の姿と温泉郷のイメージが全く合わないのが、通常の風力発電施設よりも悪影響が大きくなる性質があるかと思っています。なので、非常に回避措置が大事です。よろしくをお願いします。他、いかがでしょうか。石井先生、リター層の件が入っていないので、一言

お願いします。

【石井委員】

リター層が入っていないので、それを（測定対象に）入れてもらうということ。それと、実は予定地は丁度プルームで汚染された地域と汚染されていない地域の狭間の辺りなのです。ですので、しっかりと測らないといけないなと思います。

【平野会長】

若干補足しますと、リター層（の汚染状況）というのは、現地の落葉等の堆積状況がどのタイミングで落ちたものなのか、2011年3月近辺で落葉がどのような状況だったのかは現地によって全然違いますので、場合によっては地面とはいえない落ち葉の層に（放射性物質が）溜まっている可能性があります。そういったところの放射線量を計測していただいて、落ち葉の方が高いようであれば、落ち葉を取り去った後の落葉の処分・管理等の計画を立てていただく、そうではなく落ち葉（の放射性物質濃度）が薄ければ表土の方を測る。二段構えをしていただくことが必要かと思います。

【石井委員】

そのとおりです。

【平野会長】

リター層の計測も実施していただきたいのですが、参考人の方、いかがでしょうか。

【参考人】

承知いたしました。リター層からのサンプリングも行います。

【平野会長】

よろしくお願いします。申し上げたとおり、そこで放射線量が高いようでしたら、表土もリター層もそのまま工事するわけにいかないのです、除いたときにどのように集積、管理し、どのように処分をするのかというところまで含めた検討をしていただければと思います。これは計測した後の話ですが、よろしくお願いします。

では、永幡先生、お願いします。

【永幡委員】

騒音のところで、住宅までの距離が離れているから、多分前回言わなかったと思うが、加美町長はかなり気にされているので、他の事業でも言っているのと同じことを一言付け加えさせていただきたい。風車が稼働したときの評価ですが、風力発電施設から発生する騒音に対する指針を環境省が出したもので検討していただくのはもちろんやってほしいのですが、環境騒音の条件によってはWHOのガイドラインの方が若干厳しい評価になるところがありますので、一応そちらでも計算して大丈夫であることを示していただきたい。計算だけなので直ぐできるので、環境コミュニケーションという意味でも加え

ていただきたいと思います。

【参考人】

WHO のガイドラインに基づく予測，評価をしてまいります。

【平野会長】

他，いかがでしょうか。

【牧委員】

加美町長からの植物の群落調査は網羅的になっていないとの指摘があったが，最初の段階でなぜそういう設定にしていないのか気になったので，その辺りを御説明いただきたい。

【平野会長】

牧先生，加美町長意見の何ページ目になりますか。

【牧委員】

植物のところです。（8）になります。

【参考人】

こちら事業者側では加美町長の意見をいただいているもので，どのような御意見をいただいているのか口頭で教えていただけますか。

【平野会長】

「植物の調査地点について、イヌシデーアカシデ群落の調査地点は，調査範囲内から選定すること。また，調査範囲の植物群落が網羅されていないため，コナラ群落，伐採跡地群落，スギ植林，カラマツ植林，竹林の植物群落から調査地点を選定すること。」という御意見です。今の部分でよろしいですね。

【牧委員】

はい。そうです。

【参考人】

植生の調査地点になりますが，（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業の中で出てきている凡例にないものがあるという加美町長の御意見だと理解しました。そういう意味では，竹林は（仮称）宮城山形北部風力発電事業に実施するものに含まれているので，加美町長の御意見を踏まえてしっかりと（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業の方でも各群落の組成表を取れるように対応をしていきたいと思っております。

【平野会長】

牧先生，よろしいでしょうか。

【牧委員】

はい，どういう理由でそういうふうになったのか気になったものですから，それによくわかりました。

【平野会長】

他，いかがでしょうか。よろしいですかね。

参考人の皆様，ありがとうございました。これで質疑を終了したいと思います。

<参考人 切断>

【平野会長】

続きまして，答申案の形成に移りたいと思います。まずは事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

資料 1-6，資料 1-7 について説明。

【平野会長】

はい，ありがとうございます。まずは，どこからいきましょうか。景観から先に片付けてもよろしいでしょうか。景観ですが，視野角を出していただいた結果，やはり大きく見えますので，今日の二つ目の審議と同じ様に，少なくとも鳴子温泉郷のいくつかの温泉郷からは相当大きく見える可能性がありますので，そこをきちんと強調したかたちで回避，低減措置を求める文言に修文したいと思いますのですが，いかがでしょうか。よろしいですかね。他の事例も参考にしながらお任せいただければと思います。では，それで進めさせていただきます。

先に事務局が言ってくださった所から行きましょうか。個別事項，動物の（3）ですね。今日，由井先生から御指摘いただきましたクマ，イノシシ，サルのは他の事例を参考に事務局で差し込むということではいかがでしょうか。

【由井委員】

前回の（仮称）稲子峠ウィンドファームの時にも同様の意見がありましたので，イノシシは入れないで，「クマ，サル等の」という稲子峠の案文をそのまま移行でお願いします。

【平野会長】

（仮称）宮城山形北部風力発電事業との関係で，クマは大丈夫みたいな話はありませんが，特別な文言にしなくてよろしいですか。

【由井委員】

「クマ、サル」を入れてもらえればいいです。

【平野会長】

はい、その方向で会長一任をいただければと思います。

【由井委員】

ついでに、動物のことでよろしいでしょうか。全般的事項（2）鳥の渡りルートについて、先ほど（事務局から）提案されましたが、このとおりで累積的影響を見ていただければ結構だと思います。

それからもう一つ、個別的事項（3）動物のハ、渡り鳥の「調査時間は終日とすること」とあります。途中から「終日とするとともに渡り鳥観察定点を事業区直近にも設定すること」と入れてほしい。以上です。

【平野会長】

猛禽類に関しては（調査地点が）ちょっと遠いけれども、（確認されたら調査地点を設け直すという）二段構えで、ということで参考人の方もおっしゃっていたので、それでよいということですね。

【由井委員】

向こうがリスクを負うということですから、それでよいということです。

【平野会長】

はい、わかりました。他、いかがでしょうか。議論の中で出てきたことは今の修正で行けるかと思いますが、どうですか。伊藤先生、お願いします。

【伊藤委員】

水質のところで、今回も回答していただいたし、質問もしたのですが、今のままだと、こちらの意見としてはきちんと影響が出ていないと証明するよう調査地点を設定してほしい。あちらとしてはこちらに濁水が入らないようにしますというお話をされていますので、この指摘は答申に関しては修正をしてもよいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【平野会長】

どれのことでしょうか。

【伊藤委員】

個別的事項の水質なのですからけれども、

【平野会長】

なるほど。「濁水が入るのを適切に評価」としているけれども、現計画では直接濁水が入らないので、これを指摘してもあまり意味がないということですね。

【伊藤委員】

はい。例えば、「植生自然度の高い湿原植生などに流入することに伴う影響を」次の所で「回避又は低減できるよう」、その次の「より上流側に」の部分で「風力発電設備等の配置等を検討すること」にしていいただければ事業者の回答とも整合性があると思うのですがいかがでしょうか。

【平野会長】

よろしいかと思えます。要は調査について話をするのではなくて、回避、低減策を取ってくださいと。参考人の方々もやるつもりでおられたので、それを改めて念押しで指摘するということですね。その方がよろしいかと思えます。ありがとうございます。

念のための確認ですが、この規模の事業、風力発電事業に事後評価はないのですよね。事務局、教えてください。

【事務局】

ものによって、内容によって、事後評価が必要ということであれば事後評価の対象になります。

【平野】

そうですね。悩ましいところですね。本来、ここの長沼周辺の湿地と思われる所は、ちゃんと事前に見て、事後もチェックをして影響しませんでしたよということと言えるにとってもいいですよ。事業者にとってもハッピーな気はしますが。わかりました。指摘としてはこれで進めたいと思います。

他、いかがでしょうか。よろしいですか。いつものとおり形式的に会長、事務局に一任いただき、実質的にはメールで修正したものをお送りし、御確認いただきます。それでは、審査事項1の審議を終わりにします。では、暫時休憩に入ります。

②（仮称）六角牧場風力発電事業 環境影響評価方法書について（答申）

【平野会長】

審査を再開いたします。審査事項2「（仮称）六角牧場風力発電事業 環境影響評価方法書について」です。本件については、稀少種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれていないとの報告を受けておりますので、審議を分けずに進めたいと思います。先ず資料2-1から資料2-3まで事務局から説明いただき、引き続き資料2-4から資料2-5について参考人の皆さんから説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】

資料 2-1, 資料 2-2, 資料 2-3 について説明。

【参考人】

資料 2-4, 資料 2-5 について説明。

【平野会長】

ありがとうございました。画面の共有を解除させていただきます。

それでは質疑に入ります。ただ今の御説明に対して御意見、御質問あれば。はい、伊藤先生。

【伊藤委員】

地形地質について、今回事業者から回答いただいたのですが、委員の指摘内容がうまく伝わっていないと判断したので、再度指摘内容を詳しく説明して、事業者との相互理解を深めたいという点で2点の指摘。あと、前回の指摘内容に関する補足が1点です。さらに、新たな指摘事項が1点の計4点の指摘をしたいのですが、ちょっと長くなるのですがよろしいですか。

【平野会長】

はい、どうぞ。

【伊藤委員】

ありがとうございます。

まず一点目、指摘事項、地形地質①（1）の事業者回答に対する説明です。ちょっと長くなりますが聞いてください。

カルデラというのは、一般には火山活動によって生じた凹地を指していて、その範囲はカルデラ縁と呼ばれる外輪山の山稜線までとされていますが、地形の辞典によれば、地形的には、これに加えてカルデラ縁より外側の外輪山斜面で構成される、とされます。従って、配慮書段階でも指摘しましたが、鬼首カルデラの保全をより積極的に考えようとする場合、外輪山斜面まで含めた範囲を保全範囲とすることが理想ですが、そこまで広く捉えると本事業実施区域全域が該当しますので、影響の回避、また、十分な低減というのは非常に困難になると考えられます。以上のことを踏まえて、今回、特に指摘した凹地部分というのは、カルデラ縁より内側の部分を指しており、地形的には陥没によって生じた凹地底、カルデラ床とも言いますが、及び外輪山より内側のカルデラ壁で構成されています。事業者は凹地部分を凹地底、カルデラ床として認識したように見受けられますが、それは誤解であり、事業実施区域の一部はカルデラ壁に相当しています。今後、誤解されないように、凹地部分についてはカルデラ縁より内側、と指摘いたします。カルデラ縁の位置については、今回専門家の意見を聞いていただいたと思いますが、（補足資料において、）有識者Hの意見にもあるように、方法書46ページ、図3.1-14にあります、典型地形鬼首カルデラの境界線とするのが妥当でしょうし、方法書の47ページ、図3.1-15「重要な地形地質の状況（自然景観資源）」に記載されている鬼首カ

ルデラの範囲を示す破線とほぼ同じ位置であると言えます。鬼首カルデラの保全についてですが、有識者Hが、専門的な意見を出していただいています。それによりますと重要な地形地質の存在範囲、これは方法書47ページの図3.1-15に示されているものを指すと推定されます。「この範囲への風力発電機の建設は極力避けた方が無難である」という意見を出しています。また、有識者Iは、改変に当たっての注意事項として、典型地形の範囲、これは方法書47ページの図3.1-14に示された鬼首カルデラの範囲を指すと推定されますが、「この範囲をできるだけ避けること」との意見を出しています。これら二人の地形の専門家の意見は、今回の委員の指摘とほぼ同じです。少なくとも、3人の地形の専門家が、改変の程度の観点での、重要な地形の保全範囲として、カルデラ縁より内側をあげており、そこでの改変、すなわち現在予定している7号機から10号機の建設を避けるように指摘している事実を改めて認識していただきたいのですが、これについて、事業者から意見、質問、反論をお聞かせいただきたいと思います。

【参考人】

重要な地形地質につきまして、調査手法においては眺望点、眺望景観に関する調査手法を上げさせていただきまして、またその事業計画に当たりましては、おっしゃられたように重要な地形地質、鬼首カルデラの外輪山を含め、可能な限り改変面積を最小限とするように努めてまいりたいと考えております。

【伊藤委員】

景観というところだけではなくて、重要な地形として改変の程度という観点での保全範囲というのを考える場合に、カルデラ縁よりも内側がそこにあたるというふうに認識を改めていただきたいというのが今お話した内容です。私以外の専門家もそのような意見を出しております。いかがでしょうか。

【参考人】

鬼首カルデラの保全範囲については理解いたしました。その範囲についても評価にあたってはまずは前回御指摘いただいたように重複範囲を割合で算出するなど、定量的な予測も行った上で、評価を適切に行いたいと考えております。

【伊藤委員】

それでしたら、今回の回答にある「凹地部分への改変は回避されている」ということは取り下げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【参考人】

承知いたしました。

【平野会長】

この件は、補足資料7ページ、図6.2-3(2)として出していただいている、旧六角牧場―上原一帯はここが平らなところだから火砕流跡はここだろう、今回の事業想定区域

にはかからないということでこちらは問題ないのですが、鬼首カルデラにおける改変の範囲という観点からの保全の範囲というのが間違っていて、事業想定区域にかかっているため、その保全策をきちんと考えていただきたいということですね。伊藤先生。

【伊藤委員】

今の点についても、2点目として指摘させていただきます。

続きまして、指摘事項地形地質②の事業者回答についての意見です。指摘事項にあります尾根状に残存している台地面というのは、開析が進んだために尾根部に非常に狭い範囲で認められる台地面を指していきまして、今回提出していただいた補足資料2の図2に示された、事業者の考える改変の程度という観点での保全範囲のような、台地面が広く残った箇所として指摘しているわけではありません。配慮書段階で述べたように、尾根状に残存している台地面の表層部分には、年代指標となる降下テフラが保存されている可能性が高いということから、重要な地質という観点からも方法書46ページの図3.1-14にあります旧六角牧場-上原一帯の範囲については、尾根部を抽出して、その改変を避けてほしいという指摘をしています。なお、私も地理院地図により赤色立体図を拡大して確認しましたが、現在建設を予定している20号機の位置は周辺と比べてやや広い尾根部に相当しているように見えます。5mDEM(※Digital Elevation Model: 数値標高モデル)では解像度が低く、尾根部を適切に抽出できないかもしれませんので、事業実施区域及び周辺について空中写真判読(立体視)による尾根部の抽出を行い、尾根の定高性、尾根の高さがほぼ揃っている状態かどうかというのを確認して、尾根状に残存している台地面であるか否かの判断をし、その後、適切に対応していただきたいというのが指摘事項、地形地質②の内容になります。事業者の方、これについても質問や反論、御意見あればここできちんと相互理解しておきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

【平野会長】

いかがでしょう。先ほど私が申しあげた今日の補足資料7ページの旧六角牧場-上原一帯における範囲も違うのではないかとということですね。20号機(の設置予定箇所)は尾根筋の平らなところがかなり大きいので、火砕流台地の痕跡であって非常に重要な地質であるという可能性が高いというお話でした。

【参考人】

旧六角牧場-上原一帯につきまして、御意見をいただいておりますが、有識者にヒアリングし確認したところ、ここが火砕流台地ではないかとコメントをいただいております。ですので、伊藤委員がおっしゃられている見解につきましても、もう一度有識者の方に御相談、御助言いただきたいと考えております。

【伊藤委員】

火砕流台地という形で広く地形が認識できるのは今回示していただいた部分に相当すると思っております。それは私も十分に理解しております。今回示していただいた台地面が広

がっている、きちんと台地として地形が認識できる箇所を一般的に火砕流台地と指し、台地として認識するのはわかるのですが、そうではなくて、そういう場所ではなくて、開析が非常に進んでいくと、こういった広い台地面を持った台地がどんどん開折されて、台地面が非常に少なくなって単に丘陵に見えるような状態になってしまって、その中で尾根の部分だけが台地面として認識できるような場所が出てくると。今回、事業実施区域というのはそういった開析が非常に進んでいる場所で、その中で台地面が尾根状に残されている可能性があるから、それを抽出してくださいという意見なのです。いかがでしょうか。これも計画段階環境配慮書段階でも一応説明はしていたつもりなのですが、地形面として残っていて重要な地形として取り上げるべきであろうし、環境影響への配慮を積極的に行うのであれば、さらに重要な地質という面での側面もありうるというような場所ですよというお話をしています。いかがでしょうか。事業者の方、御質問、反論も含めてぜひ（お願いします）。

【平野会長】

伊藤先生、これ、逆に言うところの『日本の典型地形』の範囲というのは、火砕流はここをこう流れたであろうという範囲をそのまま示していてということですね。

【伊藤委員】

はい。多分、火砕流の堆積物の分布というのを考えてとっているんで、その台地面が広く認識されるところ以外のところも当然入ってくるような大まかな図になっているかと思います。そういった図示がされているので、念のため、きちんと残存している可能性のある台地面を抽出してくださいというのが今回の指摘の趣旨なのです。そこが台地なのかどうかという話ではないのです。

【平野会長】

今の話を踏まえて、適切に調査していただいて、ここはそういう場所だということがわかったらきちんと回避低減のことを考えていただく。そういう段取りでよろしいのですかね。

【伊藤委員】

私はそういうふうに考えております。そうではなくて、ここはもう台地面自体もほとんど残されていない、削られてしまっている尾根部だろうという判断であれば、それは別に重要な地形というところからは排除されるような話になってくるかと思います。そういった意味で、非常に細かい、狭い地形なので、先ほど申し上げましたが、空中写真判読の立体視ですね、これ答申の方でも 5mDEM の方ではなく、修正して指摘する予定ですので。今回植生図をつけるときに空中写真判読されているようなので、たぶん空中写真判読できる方がいらっしゃるのではないかと思いますので、ちょっと丁寧に見ていただきたいということなのですけどいかがでしょうか。

【参考人】

御指摘、御助言いただきました点を踏まえて空中写真判読を用いることも検討し、もう一度、調査、予測及び評価を適切に行ってまいりたいと考えております。

【伊藤委員】

今回の地形地質②の回答についても「事業実施区域と重複していない」というのは取り消してくださいね。（参考人了承）

続いて、補足です。指摘事項、地形地質①(2)への補足です。前は配慮書段階の大崎市長の意見をふまえて、花渕山山頂を例に挙げましたが、有識者Ⅰの意見にもあるように、外輪山を一望できると予想される荒尾岳山頂からも調査を行って、風車を見えないような配置計画を立ててほしいというのを追加として述べます。これは先ほど事業者の方でも認識されているようですので、一応確認と言うことですがいかがでしょうか。

【参考人】

補足説明資料で提出させていただきましたとおり、地形地質に関する調査予測手法につきましては、眺望の対象の調査地点に荒尾岳山頂も含め生活環境の場等も入れておりますのでそちらも適切に調査、予測、評価してまいります。

【伊藤委員】

それでは最後の指摘です。

地形地質としての追加の指摘になります。防災に係る指摘に関してはなかなかいろいろな項目がありますが、指摘しにくいので、宮城県では一応、私、地形地質の方（委員）から防災に関する指摘をさせていただいております。評価としてという意味ではなく、防災についてきちんと気をつけてくださいねということで指摘しておりますので、別途必要な対応をしていただければと思うのですが、その中で追加の指摘です。栗原市長から、今回「事業実施による変化が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、地すべりの専門家等の意見を伺うなど、適切に調査予測及び評価を行い、その結果を踏まえて十分な対策を検討すること」という意見が出されています。今回、事業者が意見聴取した有識者Ⅰは、意見内容から地すべり地形の専門家とみられます。有識者Ⅰは「事業実施区域の現地調査によって地すべり地形の判定を行い、風力発電機の設置予定場所について地すべり地形を避けた方が良い」とし、「安全かどうか確認すべき」という貴重な意見を述べています。なお、現在建設を予定している9号機及び10号機は、地すべり地形に相当するとの意見を併せて出しています。これらの意見をふまえて、改めて次のような追加の指摘を致します。「事業実施区域に存在する地すべり地形の分布状況を現地調査により確認し、地すべり地形における風力発電設備等の構造、配置又は位置・規模の検討に当たっては、安全側での評価となるよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと」という内容です。なお、方法書の該当ページと致しましては、177ページ及び182ページになります。地すべりの移動がおきますと、当然、御社の風力発電設備には危害が加わるので、（この対応は）御社のためにもなるでしょうし、さらに周辺の土砂災害を回避することにも繋がりますので、ぜひこの点についてもきちんと調査をして検討していただければと思います。事業者の方、いかがでしょうか。

【参考人】

御指摘ありがとうございました。地すべり地形含めて土砂災害を引き起こすことのないよう、現地調査を踏まえて安全な設計をしていくということにつきましては私どももしっかり対応していきたいと考えております。

今、御指摘いただいたことを環境アセスメントの調査、予測、評価に含めるかどうかについては、(環境影響評価制度の)項目に防災に関してのことが入っていないと理解しております。(十分な調査を踏まえて安全な設計をするという)対応は勿論させていただくのですが、これをアセスの経路、アセスの今後の図書の中に掲載するかどうかは検討させていただきたいと思っております。

【伊藤委員】

おっしゃるとおりで、災害について(環境影響評価の中で)どういうふうに扱っていくのかは難しいのですが、私ども宮城県と環境省さんと意見交換をしていった中で、山地災害については地域住民からの不安の声も大きいため、林地開発許可制度等いろんな許可制度があると思いますが、そちらの検討結果も踏まえてアセス図書の作成を行うことがより望ましいというようなお話になっています。ですので、難しいとは思いますが、こういった形でうまく関係機関と協議してこういったかたちになっています、こういった評価になりましたとか、あるいはそれを踏まえてこういうふうにしていきますといったことをアセスの図書にも入れていただきますと、私共も安心しますし、住民の方々も安心しますし、事業者の方々も安全に事業を実施・展開できるかと思いたいがでしょうか。

【参考人】

御意見ありがとうございます。いただきました趣旨は理解いたしましたので、検討させていただきたいと思っております。

【平野会長】

伊藤先生、よろしいですか。

【伊藤委員】

すいません、長くなりましたが以上です。ありがとうございました。

【平野会長】

他、いかがでしょうか。

【石井委員】

事業者の補足資料2に、放射線の測定方法について書いてあるのですが、落葉層、つまりリター層ですね。それも測ってくれるようなのでよいのですが、これは(土壌の)表層1センチと落葉層とは別にとという意味で採ってほしいのです。要するに、落葉層は

落葉層でリター層は測って、そこから（土壌の）表面1センチの放射能を測る。よろしいでしょうか。

【平野会長】

いかがでしょう。補足資料2によるとそう読める記述が赤文字で書いてあるような気がします。

【石井委員】

この「及び」という記述が、「土壌及び落葉層」の1センチではないという意味です。

【平野会長】

そうですね、ちょっと書き方が日本語として。土壌は1センチだけど、落葉層はまとめて（※厚さに関係なく全量採取）なんですよ。

【石井委員】

はい。この記載では、表層土壌1センチ（採取し）、落葉層も厚さ1センチ採取することになってしまう。土壌は、落葉層の下から表層1センチ（採取する）と。そういうふうにして測ってほしい。風力発電をやりたいという事業者がなぜこの地域に集中しているのかは知りませんが、2011年に汚染された時にブルームがここにやってきて、この栗原市、大崎市の一带に全部放射性物質が降ったのです。その結果、1㎡あたり1万ベクレルから3万ベクレル降っているのです。だから、場所によっては3万ベクレルのところもあるのです。これは土壌の厚さ1センチ換算すると大体、数百Bq/kgになり、植物がそこで育つと移行係数が1ですから、100ベクレル以下にはならないということになるのです。特に、この土地は大学の土地なので、大学のこういった林業の場所で汚染されたのは全国でもおそらく東北大学のここだけだと思うのです。大変珍しい場所なのです。だから、そういう意味では宮城県では農林業を復興させようとしているわけで、そちらの方にお力をそえてくれるとありがたいなと感じています。なので（まずは）しっかり測ってほしいということです。下手に土をいじると、それが泥水になって大学の土地じゃないところに流れていく可能性もあるわけですから、慎重に調査に当たってもらいたい。よろしくお願いします。

【平野会長】

参考人の方、よろしいですかね。ここは放射線が高いことが予想されますので、リター層もきちんと測っていただくという話でしたが、それでもし高ければ、当然仮置きですとか、最終処分とか、事業実施にあたって、リター層は必ず取ると思いますので、そういったところをどうなさるのかも含めて検討が必要になることをお含み置きください。よろしいですね。

【参考人】

補足資料で提出させていただいた調査手法につきまして、石井委員のおっしゃるとお

りの手法で調査を行ってまいります。記載の方法につきましては修正させていただきます。

【石井委員】

よろしく申し上げます。いずれにせよ、単なる土が8,000ベクレルの場合はオクケーかもしれませんが、腐葉土とか農場の土地の数百ベクレルはそのまま植物、環境に影響するものなので注意しないといけない。要するに1,000ベクレル以下だからいいやというふうにはならないということを入れておいてほしいです。

【参考人】

調査結果も踏まえまして、環境保全措置等を検討してまいります。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【永幡委員】

2点あります。

1点目は、大崎市長の意見で「低周波音による健康被害を心配する意見が多数あるから、その影響について調査していただきたい」と書いてありますけども、環境コミュニケーションという観点から行くなれば、このように住民が不安を感じているならば、きっちり調べて大丈夫ですと保証することは極めて大事だと思います。ですので、これに関しては必ずやってください。

【参考人】

低周波音につきましては、調査を実施するという事で対応してまいります。さらに今御指摘いただきましたように、不安を払拭するための説明が非常に重要と私どもも考えておりますので、説明を丁寧に行ってまいります。

【永幡委員】

よろしく申し上げます。

もう一点は、資料2-4、騒音①に対する回答で、風力設備から発生する騒音に関する指針を参考に評価しますと書かれていますのですが、単にそれを求めて指摘したわけではなくて、フィールドセンター、セミナーセンターあるいはフィールド教育研究センターという施設がどれくらいの静けさを本当に求めているのかという点をちゃんと調べた上で、それに対して適切な静穏が保たれているかという観点でみてくれということをお願いしたいわけです。だから、もしかしたらこの風力発電設備から発生する（騒音の評価は、）指針よりは緩い評価でもいいかもしれないし、逆にもっと厳しくしなければいけないかもしれないのですが、本当に大事なことは、それぞれの場に対して、これだけの静けさが求められて、それに対応できるようになっているのかということが明らかにしてほしいということなのです。そうでないと、一般的な環境ではないですから、明

後日なことをやってるかもしれないわけですよ。そうしてほしいわけではないので、ちゃんとそれぞれの場所がどのように使われてきてどれだけ使われていて、そのためにはどれだけの静けさが必要になるのか、それをちゃんと明確にした上で、それに対して十分注意を払っていますという評価の仕方をしてください。

【参考人】

御指摘いただきましたとおり、求められている静音性についてまずは現地調査を行った上で静音性が保たれているか、予測、評価してまいりたいと考えております。

【平野会長】

永幡先生、よろしいですか。

これ、要はセンターの方とかにヒアリングをするというイメージですかね。

【永幡委員】

その上で、どういうふうに使っているのかを確認した上でやっていただきたいと思っています。他の人と自然との触れ合いの活動の場と一緒に思うのですが、結局、環境基準にせよ環境省の指針にせよ、一般的な生活でこうですよ、ということしか言われていないので、それと違った場所を調べるときに自動的にそんな基準をもってこられてしまっただけなのではないかと。実際に、それぞれの地域を使っている人が何を求めているのか聞いた上で、必ずそれに合うような評価をしてくれないと、評価しても全く無駄骨になるので、そのようなことはしないで、ちゃんと本当に必要なことを調べてくださいということです。ですから、今回は平野会長がおっしゃったように、実際にまずはセンターの方々にもちゃんと聞き取りをした上で、みんながどのように使われているのか、そのためにはどのくらいの静けさが必要なのかというのをはっきりさせてください。

【平野会長】

案外大丈夫かもしれませんね。それであれば。

【永幡委員】

私はたぶん大丈夫だとは思っているのです。ですけれども、変なところでわけわかんない基準を持ってきて一応これでオッケーだからオッケーですということが当たり前になっていくと、ほかの案件の時に困ったことが起こる可能性があるのです、そうならないように言ってます。

【平野会長】

ということで是非よろしくお願いします。

由井先生、お待たせしました。

【由井委員】

簡単に二つです。

補足資料の後ろから3枚目に標高図がございまして、たぶん水色のところが標高が低くて湿地か川沿いになると思いますが、小溪流とか細流はこれではわかりませんが、ミゾゴイは上流の細流で薄暗い林を好みますので、この図を参考にさせていただいて、コンサルさんが風車の近くも含めてミゾゴイの生息を調べればいいのかと思います。この図は参考になりますね。どうもありがとうございます。

もう一つは、前回もいろいろコメントして、事業者がレーダー調査をガン・カモ類の渡りについて夜間行っていたかということでしたけども、そのガン・カモ類を主体とするレーダー調査はすでに実施を始めていますか。参考人の方。

【参考人】

冬季の分に関してはレーダー調査を実施いたしました。

【由井委員】

反応はありましたか。

【参考人】

まだ解析中ですが、数トレースくらいはとれている状況でした。基本的には夜間を飛んでいく場合に、日の出前と日の入り後くらいに固まってみられている感じです。

【由井委員】

今回、参考情報で地元からの要望が来て、資料をもらっているのですが、周辺でシジュウカラガンやマガンが夕方、夜6時半とかに飛んでいるのがわかりましたので、このレーダー調査はですね、1カ所ではなく何か所かでやっていただきたい。その際に、鳴き声でシジュウカラガンは判別できるそうです。ですので、レーダーでは録音できないけど、ICレコーダーも一緒に、セットで調査してほしいと思いますがいかがでしょうか。

【参考人】

了解しました。ICレコーダーについても設置できるよう検討いたします。

ただ、他の事例では冬季も含めてICレコーダーをかけたのですが、なかなかガンの声が入ることは少ないので、その辺も含めて工夫が必要かと思っているので、検討させていただきます。

【由井委員】

はい、ありがとうございます。

【平野会長】

私の方から景観に関して簡単に3点だけお願いがあります。資料2-4、これ我々の指摘事項のとりまとめが悪いのかもしれませんが、景観に関する評価と地元の方々の合意は別のことですので、一緒にしないでください。何回か申し上げておりますけど、例

えば他の項目ですと、稀少動物が絶滅するかもしれないけれども住民の方々が合意したので問題ありませんというロジックには絶対ならないですよ。景観も実は同じで、住民の方々と合意をきちんと測るという話と、景観を客観的に評価していくという話は別の話ですので、別のものとして扱ってください。今回の回答の書き方だと、基本的に住民の方々の意見も踏まえて低減措置をとっていけばオッケーという話になっているのですけれども、そうではないということをご理解ください。

それから二つ目、これは事務局にも確認したいのですが、資料 2-4、景観の個別指摘事項のところ、宿泊施設からのフォトモンタージュはどうでしょうと話をしたところ、確かに宿泊施設は市や県の施設ではないので、不特定多数が入る場所ではないのですが、この回答の中に「宿泊施設の営業に影響が出る可能性もあるため」とあるのが、実際に（風車を）建てたら景観の影響が出るわけですよ。その影響の大きさを確認するためにこういう指摘をしているのですが、確かに今まで宮城県の他の案件でも民間施設の場所でフォトモンタージュを作ってみてはいかがですかって話をしたことはないのですが、アセスの筋書きとしてどうなのですかね。私は準備書の中に入れていないにしても是非作っていただいて、少なくとも事業者の方には見ていただくという姿勢が大事なのではないかと思います。まずは事務局、いかがですか。民間施設からの視点場は準備書に入るべきではないですか。環境への影響を評価するのが趣旨なので、あんまり施設が誰のものかは関係ない気もするのですが。

【事務局】

今、先生がおっしゃっていただきましたように、確かにどの施設でなければいけないという決まりはありません。ただ、事業者の考えとして、「こういったことが考えられるので、これに変わる場所としてこういう場所から作成しました」ということであれば、それもダメとは言えないと思います。

【平野会長】

わかりました。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。回答の趣旨は、今、平野先生がおっしゃったように、（民間施設の）部屋からまったく写真も撮らないし評価もしないということではなく、了解をいただければホテルにお伺いして、写真を撮ってシミュレーションをするということは私達としてはさせていただきたいと思っています。ただ、これを公的な図書としての準備書に予測評価結果として掲載するということについては、一つのホテルの部屋が公的な図書に載るのは如何なものかと思い、別刷りにさせていただきたいという趣旨で回答しています。

【平野会長】

はい、わかりました。それであれば、結構です。

三つ目なのですが、資料 2-4、全般的事項①、先ほど是非（景観に関する評価と地元

の合意を) 分離してくださいといったところの「景観に対する影響を回避又は十分に低減」という部分なのですが、景観へのというのはなかなか難しく、回避と低減の間がすごく開いているのですよね。要は、他の案件ですと低減措置を十分にとれば、回避に近いようなことが発生する、実現できるというケースが結構あるのですが、景観に関しては、見える見えないというところに大きな差が出てしまいますので、回避と低減の間にはずいぶん差が出てしまうという課題があります。今回の事業の回避措置は、相当難しいということが地形から見えますので、まずそこは前回申し上げたように最大限の努力をしていただきたいと思います。低減措置について、色の話だけされているのですが、ぜひ低減措置として、例えば当然本数が少ないと低減されます。特に考えていただきたいのが、単純に本数ではなく、錯綜感というやつです。いろんな視点場から、特に主要な視点場から複数の風車が重なって見えると輪郭線がとても複雑になって煩雑な景観を作ります。この輪郭線が複雑な景観は人間が視線を落としてしまう。無意識的に見てしまうのですね、輪郭線を解析するために。なので、風車の回転の誘目性以上に、錯綜した輪郭線が誘目性を生んでしまう可能性がありますので、そういう意味での本数の低減、若しくは配置の計画を考えていただきたい。

もう一つは、これは平地での知見ですけれども、幾何学的な配列をするとそういう煩雑感も含めて少し良い印象を与えることがわかっています。当然山地ですと、設置位置が、高さが変わりますので、あまり整然と並べることができませんが、今回の敷地は逆にいうと回避措置が極めて難しいと話をさせていただきましたけど、比較的平らな地形ですので、等間隔に幾何学的に並べていただくと錯綜感も減りますし、まとまったものとしてきちんと見えるようになりますので、若干の低減効果が考えられます。なので、準備書に向けては、勿論回避も難しいとは申し上げましたが、徹底的に努力していただいて、回避措置を考えていただき、その上でさらに低減措置についても今申し上げたことを実行していただいて、そのフォトモンタージュを作っていただければと思っています。いかがでしょう。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。フォトモンタージュはこれから作成を進めていきますので、御指摘のとおり、すべての視点で全く見えないというのは難しいとは思いますが、そちらを見ながらできるかぎり低減するということについては検討してまいりたいと思います。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。
他、いかがでございましょう。

【野口委員】

植物の項目についてです。前回の指摘事項に対して、さっそく過去の土地利用の調査をしていただきありがとうございます。

まず確認したいのですが、事業者の認識として、現在の発電機の設置予定位置の大半

が1970年代まで草地だったところに実際相当していると。しかし、風力発電設備の回転範囲を改変範囲として計算した場合に、改変する面積割合は1970年代の草地の1割にも満たないので許容範囲ではないかと考えているということによろしいでしょうか。

【参考人】

おっしゃるとおり、1970年代の面積比だけですけれども、改変される部分はわずかになるかと現時点では考えております。

一方で、先生がおっしゃる人為的改変がいかなる範囲を含んでいるかはわからなかったので、すべての群落をとりあえず1970年代に草地だった場所がどう遷移しているのか表で整理したところです。

【野口委員】

わかりました。こちら図を見せていただいた限りでは、やはり特定植物群落の北半分の草地だった範囲に、今回の設定範囲が非常に大きく重なっていますので、点事業であって改変面積が少ないことを考慮しても、やはり何らかの影響低減、例えば基数の削減等を考えていただく必要があるのではないかと考えております。

あと、今回は風車の回転範囲のみで計算されていましたが、2月2日の審査会の資料に確か新設道路の範囲をつけていただいていたと思います。それによりますと例えば13から16号機のあたりに関してはかなり新設道路の範囲が長くなっている様子ではあるのですが、そういった道路の影響を考慮していただく必要があるかと思えます。例えば、昔草地だった部分に設置される見込みはない風車であっても、そこに至る新設道路が昔の草地の中を走る予定になっているパターンもありそうですので、道路も考慮していただくことが必要だと思えます。

あと、今後の計画において残土や資材置き場といったものも出てくるかと思えますので、それらの設置においても影響がない場所を極力選んでいただく必要が少なくともあると思えます。

先ほど人為改変の範囲がわからないのでとおっしゃっていましたが、例えば道路の造成ですとか地形改変が伴う造成が行われている場合、埋土種子等が失われている可能性が比較的高いとは思えますので、牧草地にする際にどのような改変をしているか聞き取っていただくと参考になるかと思えます。

牧草地に触れましたけど、現在の植生をきちんと調査していただいて、特に機器を設置するところと道路になる可能性があるところをきちんと踏査していただいて、まず現在、草原性の昆虫、鳥類も含めた稀少種の生息が確認される場合はもちろんその場所を外していただくと。その上で、過去草地であった部分の、取付道路も含めた改変範囲を極力少なくするような配置を改めて検討していただければよいかと思えます。

【参考人】

ありがとうございました。了解いたしました。

御指摘のとおり、まずは現在残っているところがあるのか無いのかということをしっかり調べた上で、当然そこは回避するなり（事業区域から）排除していくことを念頭に

考えていくところです。

一方、牧草地だと表土を一回耕して牧草を吹き付けることが多いので、過去草地だったところが失われているかは微妙なところかと思いますが、そういった道路になっていないとか地形改変が行われていない場所のうち改変される面積をなるべく少なくなるように事業計画を検討したいとも思いますし、おっしゃるとおり道の改変についても今後準備書において加味していきたいと考えております。

【平野会長】

よろしく申し上げます。要は現地踏査をきちんとやっていただいて、現状がどうかと言うことと、今回調べていただいた過去の履歴もみていただいて、なるべく無難な、安全側のところで風車の設置位置ですとか、管理用道路の配置を考えていただければと思います。その上で準備書として評価をいただければと思います。

他、いかがでしょう。

よろしいですかね。では、これで質疑の時間を終了したいと思います。

この後引き続き答申の形成にうつりますので、参考人の方御退席ください。ありがとうございました。

<参考人 切断>

【平野会長】

では、答申の形成に移りたいと思います。事務局から資料 2-6、資料 2-7 の説明をいただき、審議したいと思います。

【事務局】

資料 2-6、資料 2-7 について説明。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。順番にいきましょうか、資料が分厚いので。

まず全般的事項で議論すべきは、(1) はこれでよろしいですかね。カルデラ縁について書いていませんかね。

【事務局】

本文、上から 5 行目に「一部が重要な地形にもなっているため」としております。

【平野会長】

了解です。ありましたね。

ポイントになりそうな景観、植物群落、重要地形を 3 つ特出しして、結構貴重なので配慮をよろしく申し上げますと。これ、こんな感じでよろしいですかね。伊藤先生も野口先生もうなずいてくださったので良いとしましょう。

問題は（２）ですが、審査事項（１）（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業の答申形成で、累積的影響について渡りのルートの特出ししているのですが、（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業の方が（計画が）後ですよ。なので、本事業の方が前なので、累積的影響は、本事業よりも前にでてきたものに関してだけ、本事業者が累積的影響を見なければいけないということになるわけですよ。それを踏まえて、特出しした書き方はしていないのですが、これでよろしいですか、特に由井先生。

（由井委員了承）

ややこしいですけど、周辺に他にもいくつか風力発電施設があるので、本事業が全く累積的影響をまったくやらなくていいわけではないので、この（２）の表現で、特出しはしない方向で進めたいと思います。よろしいですかね。

他の全般的事項、これはよろしいですよ。大体いつもつけている文言になります。

個別事項にまいりましょう。議論のありましたのは、まずは騒音ですね。永幡先生、ご意見いただければ。

【永幡委員】

今あるイ～ハはこのままで結構です。ニに低周波音に関して是非追加した方がいいと思います。

【平野会長】

ここ書き方が難しいと思いますけど、いわゆるリスクコミュニケーションのために必要だという観点ですよ。ですので、それはちゃんと書いた方が良くと思いますので、要は環境影響評価のために必要だというのはちょっと誤解を招く気もするので。

【永幡委員】

住民が非常に不安に感じているので、環境コミュニケーションの観点から必ず低周波音を評価すること、という書き方ですかね。

【平野会長】

今の話を踏まえて会長に一任していただけますか。

（永幡委員了承）

事務局、原案作成お願いしますね。

それが加われば騒音は問題ないですかね。

（永幡委員了承）

他の先生いかがですか、これでよろしいですね。

水質はいかがでしょう。まずは伊藤先生に確認したいのですが。

【伊藤委員】

今回の事業者からの回答を受けて（※資料2-4における事業者説明のこと。議事録では省略）、水質の2行目『特に調査地点「水質1, 2, 8」』というのは削除して、『「水質6, 7」については』とすれば、事業者の対応とも（整合性がとれて）良いかと思う

のですが、いかがでしょうか。

【平野会長】

あれ。参考人は「調査地点1, 2, 8はより上流に調査地点を設ける」とおっしゃったのでしたっけ。

【伊藤委員】

「調査地点6, 7について上流側でさらに調査地点を設ける」と。「調査地点1, 2, 8についてはなかなか（これ以上、上流には）いけない」という説明だったかと思いません。

【平野会長】

わかりました。参考人の方が対応できないと回答していることを無理強いする必要は無いと言うことですね。了解です。

事務局、ちょっと録音を確認していただいて、対応してくださるところは答申でも指摘することにして、上流で調査することは難しいとおっしゃったところは無理矢理調査しろとは言わない方が良くと思いますので。その文言は会長に一任をお願いします。で、（文言作成は）事務局にお手伝いいただきたいと思えます。水質はそれでよろしいですね。

次いきましょう。地形に関しては5メートルメッシュの話に記載していて、これを空中写真判読ってお話がありましたので、伊藤先生、たぶんきっちりまとめておられるようなので、変更の御意見をいただければと思います。

【伊藤委員】

それではイから順にお伝えします。

2行目から始まる文章ですね。「凹地部分」を「カルデラ縁より内側」にしてください。さらに、3行目から始まる文章ですけれども、「花淵山」から始まる文章ですが、最初に「また、荒尾岳及び」を入れてください。さらに、「花淵山」の後に、「の山頂」を入れてください。さらに続いて、「当該カルデラ」の後ろに「及び外輪山」を入れてください。これを入れることによって今回追加で指摘したことと、事業者の回答、対応がマッチングするかと思えますので。変更箇所を最初から読みますと、「このことから、カルデラ縁より内側の改変は可能な限り回避すること。また、荒尾岳及び花淵山の山頂を含む当概カルデラ及び外輪山を対象とした眺望景観に対する調査、予測及び評価を行うこと」としてください。

【平野会長】

伊藤先生、ちょっとよろしいですか。

カルデラと言ったときに、外輪山まで含むことが基本的な定義というお話だったような気がするのですが。

【伊藤委員】

地形的に言うと、広く外輪山まで対象になるというのが辞典的な意味合いになります。一方で、一般的にカルデラというと、カルデラ縁より内側の凹地の部分を指すと言うことが一般的です。

【平野会長】

わかりました。

すいません、すごい細かい修正ですけど“カルデラ（外輪山を含む）”にしませんか。

【伊藤委員】

（それで）結構です。

【平野会長】

じゃあ事務局、それでお願いします。

はい、ロ、ハ、ニについて、どうぞ。

【伊藤委員】

はい。

ロにつきましては、ロとハの順番を変えていただきたいと思います。ロとハは逆にしてください。

ハ、についてですけど、先ほど会長からお話のありました2行目の「数値標高モデル5メートルメッシュ」を「空中写真判読（立体視）」としてください。あと、最後の文章、句点が抜けているので修正してください。

ハをロにすることによって、イとロで重要地形についてきちんと認識してくださいね、評価してくださいねとしたうえで、それでもやむを得ず改変する場合には、ということで、現在ロになっているものをハにした方が流れとしては良いかと思います。

【平野会長】

賛成です。

【伊藤委員】

あと、ホですけども。先ほど文章を述べて事業者に指摘しましたので、それを文字起こししていただけると。あとで私も確認いたしますので。ニの後にホとして、地すべり地形に関する指摘を入れておいていただけないでしょうか。

【平野会長】

私は賛成ですが、他の方々、いかがでしょう。よろしいですかね。

先ほど伊藤先生が（事業者に対して）御指摘いただいた件を、文字に起こして答申に入ると。形式上、文言は会長一任ということでよろしくお願いします。

動物に関していかがでしょう。まずは由井先生お願いします。

【由井委員】

4 の口ですね。口にミゾゴイを入れるために文言を少し変えます。「事業区域及びその周辺について」として、「の牧草地」を取ります。「イヌワシの採食地及びオオジシギ、ミゾゴイの繁殖地に」と続けてください。

次にハですね。ハのところに、チャットの右上に私の追加文章を載せておりますけど、事務局は承知したと回答してくれましたけど、皆さんは見えますか。

(※ウェブ上のチャット欄に、由井委員から下記の文書案が送信されていた。)

(原文まま：絶滅危惧1A 類のシジュウカラガン、天然記念物のマガン等が事業地周辺で昼夜を問わず多数渡っていると見られるため、地元の野鳥保護関係者と協議会を設置し、レーダー調査時を含め共同で十分な調査を行った上で、保全措置を講ずること。)

【平野会長】

全員には見えていないようですね。

【事務局】

チャットは事務局宛てに送信されているので、皆様は見える状況にはありません。

【由井委員】

では今から述べます。ハですけど、「事業区域及びその近傍が、」の後ろを「ガン類及びサシバ等の」としてください。それから文末に、「特に、」として追加文章を読み上げます。

なぜ追加するかというと、シジュウカラガンは1980年代ぐらいまでに日本でほぼ滅びてしまったのです。ところが八木山動物園や日本雁を保護する会や、宮城県が加わって、再生活動をした結果、5,000羽まで増えました。そのうちの2,000羽強が、伊豆沼あるいは化女沼、特に化女沼に飛来しているのですよ。ここの近傍の。それが八郎潟を通過して帰る時、あるいは来る時のメインルートにこの六角牧場が当たっている可能性があって。地元情報も来ておりますけど、付近を飛んでいることがもうわかりました。先ほどコンサルに聞きましたけど、レーダー調査はやっていると言うことで、そのレーダー調査の現場に野鳥保護団体も入って一緒に共同調査、ジョイント・ファクト・ファインディング(※JFF：共同事実調査)とありますが、JFFをやってほしいと思い、文章を考えました。

「絶滅危惧1A 類のシジュウカラガン、天然記念物のマガン等が事業地周辺で昼夜を問わず多数渡っていると思われるため、地元の野鳥保護関係者と協議会を設置し、レーダー調査時を含め共同で十分な調査を行った上で、保全措置を講ずること。」これを入れて欲しいです。事務局はチャットで見えますからわかりますけれども。この間の(※令和3年3月10日宮城県環境影響評価技術審査会)の(仮称)京ヶ森風力発電事業、(仮称)女川石巻風力発電事業の時も協議会を作ってもらって、もう既に動いておりますので。このシジュウカラガン、マガンを保護することは国家プロジェクトあるいは宮城県

のプロジェクトですので、私ごときがここで判断して、アセスの意見だけで済ませられる問題ではないので、協議会で十分に地元の保護団体と協議して、方向性を決めて保全措置も取ってほしい。ということで、今の意見をぜひ載せて欲しいと思います。

【平野会長】

ありがとうございます。

賛成なのですが、由井先生、ちょっとお聞きします。

この指摘、審査事項（１）（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業には言わなくていいのですか。

【由井委員】

メインコースがこちらなのです。環境省の平成26年の東北地方の渡りルート図があって、それによると（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業は（ルートから）外れていて、サブ（ルート）なのです。本来のコースがこっちなのです。鳴子温泉郷付近の148号線沿い（※国道108号、国道47号と思われる）の川（※江合川、荒尾川と思われる）、それより北側をメインに通っていますので、こっちが本命で、（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業がサブで。（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業では累積的影響を特出ししてもらいましたが、こちらは累積的影響じゃなくて本命の影響なので、このままの記載で大丈夫です。

【平野会長】

ありがとうございます。これでよろしいですね、そういう文言を足していただいて。非常に稀少な、稀少と言うより再生をがんばった、県としてのプロジェクトの対象となったが鳥類が関わっていると。そのような文言を追加する方向で行きたいと思います。

動物関係、その他いかがでしょう。ここは牧草地、牧場だったこともあり、サルとかクマの話は記載しなくてもいいですよ。

【由井委員】

（記載しなくて）いいと思います。

【平野会長】

はい。それでは動物はこれでいまして。

植物ですね。野口先生、牧先生いかがでしょう。

【野口委員】

今日の事業者の回答ですと、人為的改変の内容、意図が伝わっていなかったようなので、ちょっと修正を考えたいと思います。今、ぱっと案を考えられていないのですが、地形改変や表土の改変といった具体的な内容を入れたいと考えています。

【平野会長】

わかりました。そういう議論がありましたので、他の先生方、特に異論無ければ形式的には会長一任とさせていただいて、実際には野口先生に作文いただけますか。

【野口委員】

はい。

【平野会長】

その案を踏まえた文書としたいと思います。いつも申し上げますが、形式的には私に一任としつつ、実際には後でメールで（委員の皆様にも最終案を）見ていただきますので、御意見いただけたらと思います。

牧先生よろしいですか。

【牧委員】

野口先生に負担がかかってしまい申し訳ないのですが、ぜひよろしくをお願いします。

【平野会長】

はい、植物についてはそういう形で進めたいと思います。

景観については、これでいいかと思うのですが、先ほどの事業者との議論の中で、ハですね、宿泊施設の話はしないようにしましょうか。このハを削除する方向で行きたいと思いますがよろしいですか。

（他委員了承）

では放射線ですが、これは大丈夫そうな気がします。

【石井委員】

これで大丈夫だと思います。

【平野会長】

はい、それでは一通り項目を見てまいりましたが、もう一度言い忘れた点等ありましたらご発言いただければと思います。

【丸尾委員】

（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業と同じように、温室効果ガスについても追加してください。

【平野会長】

そうだ。温室効果ガスの項目がないですね。ありがとうございます。

基本、すべての答申に入れるよう、お話ししていたのに忘れておりました。申し訳ありません。

他、いかがでしょう。田口先生、内田先生、村田先生、よろしいですか。（委員了承）

はい。それでは今一通り項目毎にお話しさせていただいた方向で修正をかけたいと思

います。具体の文言としては、何回も申し上げますが、形式的には私に一任いただくという形で進めさせてください。実際には委員の皆様にご覧いただきましますので、その際に再修正等々ありましたらおっしゃっていただけたらと思います。

これで審査事項（２）を終わりたいと思います。

（４）報告事項

（仮称）六角牧場風力発電事業に係る宮城県環境影響評価技術審査会への要望について

【平野会長】

次は報告事項ですね。（１）「（仮称）六角牧場風力発電事業に係る宮城県環境影響評価技術審査会への要望について」です。この件については報告事項でございますが、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

事前に送付させていただいた資料のとおり、環境影響評価手続き中の当該事業について、「鳴子温泉郷のくらしとこれからの考える会」様から、環境影響評価技術審査会会長に対して、審査において適切な判断・評価をされるよう要望書が提出されたことを御報告するものです。

当該事業については、先ほど審査賜りましたとおり、大崎市、栗原市に新規で建設を計画する風力発電事業であり、出力最大 70,000kW の環境影響評価法第一種事業として審査を進めております。本日、令和 3 年 4 月 14 日開催の審査会において環境影響評価方法書に関する答申を形成いただいたところです。

要望事項について代読させていただきます。

「私達は、2021 年 2 月 8 日付で、本事業の環境影響評価方法書に対する意見書を、事業者の川渡風力発電株式会社宛に提出しました。

その後、私達が新たに入手した資料や、事業者の説明や事業者と土地の賃借契約をした東北大学の説明から、本事業計画地の近隣環境や住民等の健康に悪影響を及ぼす懸念がより一層増したため、先に提出した方法書に対する住民意見の補足説明資料として取扱い頂き、審査会の中で審議して頂きたく、貴審査会への要望として提出申し上げます。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下述の補足意見をご一読いただきまして、本事業に対して貴審査会の厳しい適切な判断・評価をお願い申し上げます。

なお、本要望書に対する貴審査会の御見解は、開催予定の審査会で審議対象となれば会議の中でお示し頂き議事録に残して頂くか、別途書面にて御回答を頂ければ幸いに存じます。」以上となります。

また、参考資料として、要望者様から事業者宛提出された意見書等も送付されておりますので御確認ください。

なお、要望者様からは本日、宮城県知事に対して、当該事業を含めた大型風力発電事業について、「生態系の保全の観点から、事業中止の可能性も含め、事業者への意見書の提出を求める」等の要望書を提出いただいたことを参考までに申し添えます。

当該事業について、県としましては、本日の答申形成に関する審議等を踏まえ、経済産業大臣宛知事意見を発出いたします。また、環境影響評価準備書が提出された後には、引き続き審査会において審査賜ることになりますので、その際、委員の皆様におかれましては、専門的、技術的見地から十分な審査をお願いいたします。

事務局からは以上です。

【平野会長】

ありがとうございます。

この報告について御質問やコメントございますでしょうか。

なかなか難しい案件でございまして、環境アセスメント制度というのは事業者が環境に配慮して事業を行うための制度という立て付けになっておりまして、技術審査会というのは、提出された方法書を技術的・専門的側面から助言したり、指導というのでも違いますよね、そういう会になっております。環境影響評価法に基づいて作られている宮城県の環境影響評価条例に関しては、基本的な立て付けが（環境影響評価法から）引き継がれている制度になっておりますので、一つ目の要望の「意見の補足説明資料として取り扱っていただき、審査会の中で審議していただきたい」という御要望なのですが、そういうことができる体制になっておりません。環境影響評価条例で、一部先進的な自治体というのか、自治体によっては公聴会を開くというような、一般市民の意見も技術審査会の中でやるということをしている自治体もあるようですが、宮城県の条例にはそういった項目がございませんので、あくまでも今回は方法書ですね、図書をベースに専門的見地から意見を言う場であるということなので。事業者と技術審査会以外の第三者からの意見を聞いて実施する仕組みがないというのが実情でございまして、結局我々はあくまでも専門的技術的見地から淡々と提出された書籍の審査を行っていくということしかできないということでございます。

そういった立て付けでございますので、この事業に関するいろいろな疑義等々は、事業者に対してなされた方が一番素直な仕組みになってございます。ですので、この環境影響評価図書の中には、図書を縦覧して、（事業者が、期日内に寄せられた意見を）意見概要書という形でまとめて、次の準備書の段階でそういう話がちゃんと入ってくるかと思えます。ですので、仕組みとしてはあくまでも事業者の方々が中心となってございますので、そちらの対応を考えていただければと思えます。

それから、そういう立て付けでございますので、この要望書の最後に、本要望書に対する審査会の見解は、議事録に残すか文書としての回答を求めてというお話がありましたが、これも基本的には、門前払いのような形でとても言いにくいのですが、この報告事項としてお話しさせていただいて、こういう立て付けなのでご理解いただきたい、という議事録が残るということでご了承いただければと思うのですが。そのような取扱いにせざるを得ないと認識しております。よろしいですね。委員の皆様、御意見あれば。

【野口委員】

ちょっと確認なのですが、例えば、住民の方の資料から初めて知る情報、補足資料の10ページ、人と自然との触れあいの活動の場について書いてあって、これまでの方法書の中では知られてこなかった利用があるらしいということが書かれていますけど、そういったことに関して今度の準備書の中で住民等の意見及び事業者の見解として掲載された時に、環境影響評価技術審査会ではそれについて議論する、そういうプロセスだという理解でよろしいでしょうか。

【平野会長】

はい。そういう立て付けです。基本的には広く意見を集めるのは事業者の役目になっていて、我々は事業者から提出された図書について、技術的・専門的見地から助言ですとか修正を求めるものでございます。でいいのですよね、事務局。
(事務局同意)

【野口委員】

わかりました。ありがとうございます。

【平野会長】

なので、是非事業者の方々にいろいろな情報を届けていただければと思います。他、いかがでしょうか。この件に質問、コメントございますか。

【伊藤委員】

先ほど会長がおっしゃったように、門前払い的な回答にならないように、ぜひ事業者から住民意見を求められた際は、積極的に情報を提示していただくようお願いをすること。あと、たまに、(図書に住民等の意見を掲載する際に、事業者に対して)「意見を要約せずに方法書に掲載すること」という意見を出される方もいらっしゃるの、そういった過去の別の事業のアセス関連の図書も参考にさせていただいて、意見がうまくアセスの図書に反映されるように(事務局から要望者に対して)御指摘していただけるとよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【平野会長】

はい、そうですね。これは事務的な運用で、伊藤先生の御意見をふまえた運用を事務局で心がけていただければと思います。制度は制度で勝手な運用はできないというのは仕方が無いことなので。以前の打ち合わせで私が申し上げたように、事務局の方で、上手に制度を運用していただければと思います。いいですね。
(事務局了承)
他、ございますか。

【石井委員】

この「鳴子温泉郷のくらしとこれからを考える会」からの要望書を読ませていただい

て、やはり環境影響評価技術審査会としては、これに対してどうこう言う話では無いと思うのですが。ここに県の環境部局の職員がいる中で、（要望者にとっては）切実な問題なんですね。そういう鳴子峡等での後継者がいなくなるような環境を作っちゃうのはまずいわけですね。要するに、山の中に行ったら、（風車が）ぐるぐる回っていて、こんなところにいられないという。

【平野会長】

石井先生、気持ちはわかるのですが、やはりそれはアセスではないのですよね。

【石井委員】

そうですね。ちゃんと県の方では考えて欲しいねという。環境アセスメントではちょっと。

【平野会長】

そこがやはり難しいところなのですよね。

【石井委員】

県から送られてきた、この資料の内容を読むとね、その切実さがわかったよというわけで、それに対してちゃんと応えるべく行動しなくちゃいけないんじゃないの、というコメントです。なので、環境アセスメントとは関係なく、この要望に対する感想です。

【平野会長】

そうですね。この手の話はやはり政治の出番だなという気が個人的にはしております。はい、ではこれで議事の一切が終わりですね。進行の一切を事務局にお返しします。

(5) その他

【事務局】

事務局から連絡させていただきます。本日審査賜りました審査事項 1「（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」、審査事項 2「（仮称）六角牧場風力発電事業 環境影響評価方法書」につきましては、本日答申をいただいております。内容につきましては、改めて会長と調整の上、委員の皆様にお諮りする予定としております。本技術審査会の答申を参考とさせていただき、（1）につきましては令和3年5月25日までに、（2）につきましては令和3年5月27日までに、経済産業大臣あて知事意見を提出する運びとなります

次回、第2回審査会につきましては、5月19日（水）に開催を予定しておりますので、御多忙の所大変恐れ入りますが、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

【平野会長】

はい、今の事務局の説明に御質問等ございますか。

【伊藤委員】

事務局からの意見ではないのですけどよろしいですか。

以前もお願いというか提案した、配慮書段階の審査の件（※令和3年3月10日環境影響評価技術審査会において、伊藤委員から、各環境影響評価図書に対する環境影響評価技術審査会の開催回数に関する提案を受けたもの。現在、計画段階環境配慮書では1回、環境影響評価方法書及び準備書について2回、環境影響評価技術審査会を開催しているが、審査の充実を目的に、計画段階環境配慮書に対しても2回開催とすることを今後検討するよう提案があった。）なのですが、今回の（仮称）六角牧場風力発電事業ですね、配慮書段階からこちらとしては地形について比較的丁寧に説明したつもりなのですが、やはりどうしても（審査会の開催回数が）1回抜けているせいで、事業者との共通理解がなかなか図れていない現状があるかと思います。これは委員としても大変残念ですし、事業者としても残念な状態になってしまうと思います。改めて、計画段階環境配慮書段階での（審査会の開催回数を2回とする）扱いについて検討をお願いしたいと思います。意見として上げさせてください。この場で回答を求めるものではございません。

【平野会長】

ありがとうございます。これは早めにやりましょうと話をしたまま、私がちゃんと動いていなかったせいですね。これ運用上の問題なので、事務局と相談して、条例の改正は必要ないので事務局と相談の上、どういう風に従前のように計画段階環境配慮書を2回審議する形に戻すかということを相談させていただきたいと思います。申し訳ありません。

その他、ございますでしょうか。

では、これにて議事の一切を終了して、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

平野会長、委員の皆様お疲れ様でした。以上で、環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。